

## 認定基準について

次の1～3のいずれかに該当する障害の状態にあり、かつ、常時特別の介護を必要とする方が手当支給の対象となります。

1	重複（2障害）	表2のうち2つ（内部障害の重複は該当しない）
2	重複（3障害）	表2のうち1つ+表3のうち2つ ※いずれも異なる障害（疾患）であること
	肢体単一	表2の3～5のうち1つ+日常生活動作評価表10点以上
3	内部又はその他単一	表1の8+安静度表1度
	精神又は知的単一	表1の9+日常生活能力判定表14点以上

表1（令別表第1） ※認定基準の3で使用

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	身体の機能に障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
9	精神の障害であって、1～8と同程度以上と認められる程度のも
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が1～9と同程度以上と認められる程度のも

表2（令別表第2） ※認定基準の1及び2で使用

1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの又はゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの若しくは自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～5と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
7	精神の障害であって、1～6と同程度以上と認められる程度のも

表3 (厚労省通知の2 令第1条第2項第2号に該当する障害)

※認定基準の2で使用

1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～9と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、1～10と同程度以上のと認められる程度のもの

日常生活動作評価表

※認定基準の2で使用

	0点	1点	2点
タオルを絞る(水をきれ程度)	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	ひとりでは全くできない
とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない
かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
すわる(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	ひとりでは全くできない
立ち上がる	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	ひとりでは全くできない
片足で立つ	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	ひとりでは全くできない
階段の昇降	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	ひとりでは全くできない

※つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助用具を使用しない状態で判断します。

## 安静度表

※認定基準の3で使用

	1度（絶対安静）	2度（終日横になっている）	3度（短時間離床してよいが、主に横になる）
食事	寝たまま食べさせてもらう	横になるか物にもたれて食べる	食卓又は食堂で食べる
排便	便器を使う		便所へ行く
面会談	いけない	安静時間以外の時間に連続15分以内	安静時間以外の時間に連続30分以内
歩行	いけない		室内のみ（最小限）
清拭と入力	入浴は不可。清拭は医師の指示による	入浴はいけない。清拭は人にしてもらう	
洗髪	いけない	人に拭いてもらう	人に洗ってもらう
外来受診	外来受診はいけないが、病状について常に医師と連絡を保つ		月1回
自由時間の内容	自由時間はない		室内でできる極めて軽いことに限る
禁止事項	日光浴・飲酒・タバコ・体操・声楽・湯治など		

## 日常生活能力判定表

※認定基準の3で使用

	0点	1点	2点
食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
簡単な買い物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

令・・・・・・・・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令  
 厚労省通知・・・・障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について  
 （昭和60年12月28日 社更第162号 厚生省社会局長通知）